

(別記1)

交流人口基盤整備事業
(ふくしま浜通りサイクルルートブランディング調査・検討事業)
業務委託仕様書

この業務委託仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、受託事業者（以下「乙」という。）に委託する「交流人口基盤整備事業（ふくしま浜通りサイクルルートブランディング調査・検討事業）（以下「本事業」という。）」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

交流人口基盤整備事業（ふくしま浜通りサイクルルートブランディング調査・検討事業）

2 事業目的

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）において、被災事業者の帰還・再開、創業を促進させるとともに、地元商店街等の小売店、飲食店及びサービス業を営む事業者等の振興を図っていくためには、12市町村外からの来訪者の呼び込みと域内での消費拡大を通じた新たな需要の創出が重要となる。

そのため、本事業では、12市町村に3市町（いわき市、相馬市及び新地町をいう。以下同じ。）を加えた15市町村で構成する「ふくしま浜通りサイクルルート」（以下「浜サイ」という。）が、ナショナルサイクルルートへ指定されることを見据えて、同ルートを活用した来訪者の呼び込みのため、民間事業者等の事業促進に資するデータ収集・分析を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託契約上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税の額含む）

5 委託業務の内容

乙は次の業務を行う。業務を進めるに当たっては、各事項について甲と協議の上実施すること。

(1) ナショナルサイクルルートを含む先進サイクルルートの環境調査

既にナショナルサイクルルートに指定されている他のサイクルルート等の先進事例を抽出し、マーケットに対する優位性等の調査・分析を行う。

(2) サイクリスト等のマーケティング調査

ア 既存顧客の調査分析

既に浜サイを走ったことのあるサイクリストを対象として、次の調査・分析を行う。

(ア) 浜サイの現状のサイクルツーリズムにおけるマーケットの市場規模

(イ) 浜サイのサイクルルートにおける行動範囲

(ウ) サイクリストの情報収集方法

(エ) 浜サイを選考した要因

イ 新規顧客に対する調査

浜サイの走行経験はないが、今後顧客となり得るサイクリストを対象として、次の調査・分析を行う。

(ア) サイクルツーリズムのマーケットにおける浜サイの可能性

(イ) 潜在的なニーズが顕在化していない原因や今後來訪者となるために必要な要素

(ウ) 情報収集を行っている媒体（紙面、WEB など）

(エ) 対象者に対して効果的にリーチすることが可能な情報発信の手法

ウ インバウンドに対する調査

インバウンドのマーケットにおける浜サイの条件等について調査・分析を行い、誘客を推進するために必要な課題などを明らかにすること。

なお、調査は次のターゲットとなる国・地域を対象とし、別途提案することを妨げない。

○対象地域：オーストラリア、台湾

(3) 県内の地域資源調査

県内外のサイクリストを招聘し、浜サイ地域内の道路を実際に走行した上で、次の内容を調査する。

ア 浜サイを訪れるサイクリスト等にとって、これまでにない魅力的な観光資源やビュースポットの発掘

イ 広報等に使用可能な写真の撮影

ウ サイクルルートにおける課題点等の検証

なお、招聘するサイクリストについては、個人又はサイクルコミュニティ若しくは大学等のサークルなどの団体のいずれの形態でも可とし、福島県と

協議の上、決定する。

なお、サイクルガイドを起用する場合は、ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会にて育成したガイドを積極的に活用すること。

また、サイクリストの招聘に当たっては、参加者の負担を求めることなく、本事業費にて実施すること。

(4) 浜サイブランディング調査

浜サイの地域及びルートとしてのブランド価値を確立・向上させるため、体系的な調査・分析を実施すること。

ア 現状把握

認知度、来訪意向、満足度、再訪意向等に関する定量・定性データを収集・分析し、本ルートの評価やイメージの現状を可視化すること。また、ルート環境や受入環境についても強み・弱みを整理すること。

イ 競合・類似ルートとの比較分析

国内外の代表的なサイクルルートを対象に、ブランドコンセプト、ターゲット設定、情報発信手法、受入環境、利用者満足度等の観点から到達すべき地点を設定すること。また、浜サイが有する独自性を抽出し、他地域と比較した際の優位性および差別化要因を明確化すること。

ウ ターゲットセグメント分析

想定する利用者層ごとにニーズや行動特性を整理し、各セグメントに対する訴求ポイントを導出すること。

エ 浜サイのブランド構築に向けた基礎資料を作成すること。

オ これらの調査・分析結果を踏まえ、浜サイのブランド戦略の方向性、強化すべき施策および今後の KPI 設定に資する提言を取りまとめること。

(5) 浜サイの地域ブランディングに向けた課題の整理と将来像の検討

(1) から (4) までの結果を基に、将来的に国内外のサイクリストに嗜好されるサイクルルートとなるため、現在の浜サイが持つ課題の整理と今後どのような施策や取り組みを官民で行うべきかについて分析、提言を行うこと。

提言に当たっては、特に次の項目について具体的な分析を行うこと。

ア 認知度の向上と来訪者を増やすための施策

イ 地域での消費金額を増やすための施策

ウ 来訪者の満足度を向上させるために実施すべき施策

(6) その他留意事項

実施については、以下の内容を踏まえること。

- ・事業全体の統括責任者を配置すること。

- ・企画・調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行うこと。
- ・参加者の募集は、独自のノウハウや手法を活用し、関係団体等と連携して予定人数の参加者（特に県外者）が見込めるように考慮した集客方法を行い、チラシの作成・配布、ホームページ、SNS等を利用し、効果的に行うこと。
- ・ツアーでは、様子を記録するため写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ・ツアー訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、ツアー中は参加者および関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- ・事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。
- ・事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし甲が著作物を継続的に利用できるものとする。
- ・浜サイの活性化には浜通り全体での一体的な事業構築が必要であることから、福島県で実施する「交流人口基盤整備事業（ふくしま浜通りサイクルルート利用状況等調査事業、ふくしま浜通りサイクルルート認知度向上魅力発信事業）」、「ホープツーリズム拡充等推進事業」との連携により、事業効果の最大化を図ること。
- ・本仕様に定めのない内容であっても、事業目的の達成によりよい手法、技術等のアイデアがあり、予算の範囲内で可能なものについては、積極的に提案すること。

6 成果品

- (1) 調査結果報告書（紙媒体 1部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）一式）
- (2) その他、別途担当者が指示するもの一式

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式第3）
 - ・成果品
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。